

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：32665

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12944

研究課題名（和文）女性犯罪者の更生／立ち直りとジェンダーに関する社会学的研究

研究課題名（英文）Sociological research on rehabilitation/recovery of female offenders and gender

研究代表者

仲野 由佳理（NAKANO, Yukari）

日本大学・文理学部・研究員

研究者番号：90764829

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、女性受刑者の処遇・立ち直りとフェミニズムの関連について総合的な考察を行うために、2つの女子刑務所における処遇プログラムの参与観察、インタビュー調査と、X支援団体の協力を得て出所者調査を行った。その結果、女性が犯罪に至る過程には、虐待・DV、貧困、孤立・孤独、就労構造からの排除が影響すること、そして刑務所の処遇プログラムは、中断された家族に対する役割の回復と、再犯リスクを回避して生活するために「複数のタスクに応答可能な身体への変容」を促進することがわかった。出所者に対する支援は、犯罪歴の有無や各支援制度や手続きの不連続性に阻まれ、連携が困難となる可能性があることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的・社会的意義は、女子受刑者の施設内処遇や、指導者と受刑者の相互作用を経験的データを用いて分析・考察した数少ない調査研究という点にある。また、1990年代以降、受刑者処遇に関するプログラムの基礎理論として確立されたRNRモデル（リスク・ニード・応答モデル）の日本における展開について、男女の別による効果の違いやジェンダー格差の根強い日本社会への復帰に効果的であるのかなど、十分に検証されてこなかった点を考察した意味は大きい。特に、「家族」に対する伝統的な性別役割意識が、立ち直り・更生支援の核となるはずの「家族」を「再犯リスクを高める要因」へ転じてしまう可能性を示唆した点は重要である。

研究成果の概要（英文）：In order to comprehensively consider the relationship between the treatment and recovery of female prisoners and feminism, I conducted participant observation and interview research on treatment programs at two women's prisons, and conducted a survey of prisoners released with the cooperation of an X support organization. As a result, the process by which women commit crimes is influenced by abuse/domestic violence, poverty, isolation/loneliness, and exclusion from the labor structure, and prison treatment programs are designed to help women restore their interrupted family roles and re-offend. It was found that it promotes "transformation into a body that can respond to multiple tasks" in order to live a risk-free life. I pointed out that support for people released from prison can be hampered by the presence or absence of criminal records and the discontinuity of various support systems and procedures, making cooperation difficult.

研究分野：教育社会学

キーワード：受刑者処遇 ジェンダー 質的研究 立ち直り支援 家族関係 刑務所

1. 研究開始当初の背景

1980年代以降、欧米圏では犯罪とジェンダーに関する調査研究が、フェミニスト犯罪学 (Feminist Criminology) として一つの研究群を形成した。これらは従来の犯罪学理論が主に男子・男性を対象として理論化されたことへの問題意識から、「女性」というライフスタイルとの関連において犯罪学研究を再構築することを狙いとしている。日本でも同様に、男性犯罪者に比べて少数派である女性犯罪者・受刑者研究に十分な関心が払われず、犯罪に至る／離脱する過程に女性特有の課題があることが指摘されながらも、実際にどのような問題が起きているのかが明らかにされてこなかった。例えば、日本では出所に向けた環境調整は「家族の元への帰住」を第一選択肢と考えるが、虐待や暴力など家族関係が犯罪・非行の原因に影響を与えるケースでは、家族の元への帰住が良策とは限らない。非行・犯罪集団においても搾取され「被害性」も同時に認められるなど、特殊な状況で犯罪に至ることもわかってきた。そのため、ジェンダーという視点から犯罪化・離脱の過程を再検討する必要性が指摘されてきた。

そこで、本研究は犯罪者処遇をジェンダーという視点から捉え直すために次の問いを設定した。第一に、犯罪者処遇・支援を通して、何が「女性特有の課題」として問題化されるに至ったのか、第二に、女性犯罪者の社会への再統合はいかなるメカニズムによって可能となるのか、である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、(1) 日本におけるフェミニズムと非行・犯罪の関連をめぐる歴史的研究を通して、「女性特有の問題」の構築過程について明らかにする、(2) 処遇プログラム及び更生／立ち直り支援での相互作用に着目し、実践を通して現れる女性特有の課題と更生／立ち直り過程の関連を明らかにする、(3) 日本特有のジェンダーをめぐる構造的な問題を踏まえ、総合的な考察を行うことである。なお当初は、(3)に関連して国際比較調査を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、予定していた国・施設での調査が実現できなかった。そこで、国内で実施した(2)について、さらに詳細な調査・分析を行うこととし、刑務所における処遇プログラムの効果について出所後(社会内処遇)の支援者・受刑者へのインタビュー調査を実施し、受刑生活から社会生活への移行期という連続性を踏まえた調査計画へと修正した。国際的な動向については、欧米のフェミニスト犯罪学に関する書籍や先行研究を収集するなどして分析の参考とした。

3. 研究の方法

本研究は、以下の4つの作業課題を設定し、それに基づき文献調査・参与観察・インタビュー調査などの質的方法を中心として研究を進めた。まず(1)日本におけるフェミニズムと非行・犯罪をめぐる歴史的研究として、文献調査(実務家向けの雑誌、法務総合研究所・中央研究所起要等)を実施した。次に(2)2007～2008年にかけて実施したA女子刑務所における特別改善指導(薬物依存離脱指導)の受講者へのインタビュー調査とプログラム観察データ(2クール分:参加者全員を対象)を再分析し、認知行動療法に基づく処遇プログラム導入の経緯や、試行過程で明らかになった受刑者と指導者関係、変容に関する課題を明らかにした。また、2019年から2020年にかけて実施したB女子刑務所における一般改善指導(窃盗防止指導)の受講者(6名)・指導者(1名)へのインタビュー調査、プログラム観察データ(1クール3ヶ月:3クール分)の収集を行った。(3)更生／「立ち直り」支援とジェンダーをめぐる問題の質的調査については、2019年から2021年、及び2023年に、出所後の立ち直り・社会生活の再建に向けた支援を中心として活動する支援者8名へのインタビュー調査を実施した。

上記のうち、(2)の調査実施に関しては法務省矯正局成人矯正課及び調査協力施設、研究代表者の所属する研究会(「矯正施設における教育」研究会、代表・日本大学広田照幸)の間で、調査の方法やデータ収集の方法、個人情報保護に関する事項、成果公表までの手続き等に関するガイドラインを策定し、調査協力に関する協定を締結した。加えて、2019年度から実施を開始したB女子刑務所における調査については、駒澤大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の審査を経た(審査番号18-22、申請日2018年10月1日)。(3)の調査に関しては、インタビュー対象者に調査の概要に関する説明を行い、データの取り扱いや公表に関する同意書を得て実施した。上記(2)及び(3)のいずれにおいても、データの引用に関しては調査協力者の同意を得ており、個人情報保護の観点から文脈を損なわない程度に一部加工して使用した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となった国際比較調査に代えて、出所者を支援する民間支援団体(以下、X支援団体)をフィールドとした参与観察及びインタビュー調査を実施した。X支援団体は、受刑中から囚書の差し入れや手紙のやりとり、出所後の生活支援等をおこなっており、X支援団体の同意を得てケース会議(月1回の定例会)に参加し、各ケースをフォローアップした。また、同意の得られた出所者に対してインタビュー調査を実施し、現在も継続中である。

4. 研究成果

(1) 日本におけるフェミニズムと非行・犯罪の関連をめぐる歴史的研究

本作業では、先行研究を材料として、刑務所における処遇と「フェミニズム」の観点から整理することが目的であった。フェミニズムは19世紀末から20世紀初頭にかけて、一つのムーブメントとなったが、この動きは犯罪学や刑事司法領域にも影響を与え、欧米圏では1980年代以降、犯罪とジェンダーの関係に関する調査研究が「フェミニスト犯罪学」(Feminist Criminology)として領域化された。日本においては、1960年代ごろには「女子矯正は別枠で考える」など女子受刑者は男子受刑者と異なる特質があることが指摘された(例えば、吉田1965)。1965年には矯正実務家による「女子の矯正を語る」と題した座談会が行われ、当時のニュージーランド・ダニーディン刑務所長であったA.E.ロリマーから、女子受刑者への化粧の許可は、公的空間でマナーや礼儀として認められている「女性」としてのアイデンティティを尊重するような配慮であり、刑務所でも「人間らしい生活が整っているか」を十分に考慮する必要性が指摘された(A.E.ロリマーほか1965)。

先行研究の分析から、女性を家庭内ケア労働の主たる担い手として想定する日本社会においては、刑務所の受刑は「妻」「母親」「娘」役割の中断を意味し、それ自体が批判の対象となる可能性があること、更生／立ち直りの過程では、職業社会への接続と同時に、中断した役割の回復(再開)が重視される可能性があることと指摘した。女子受刑者の更生／立ち直りに向けた刑務所での処遇・支援は、女性に対して(犯罪に至る要因にもなり得る)「家族内ケア労働」と「就労」の両立という困難な課題を前提とするが、そもそも、この高難度の「更生／立ち直り」観を再考する必要性があるのではないかと考えた。ジェンダーやフェミニズムをめぐる処遇には、社会的な構造との関連で批判的に物事を捉える視点が必要であり、社会構造上の不平等や不利益を明らかにし、「抑圧された存在」(＝収容者)がいかんにして支配的／抑圧的な社会構造と、自己の関係を再構築するのかといった、批判的教育学の観点が必要とされる(例えば、Davidson1995など)。この点において、「刑務所教育学」(Prison Pedagogy)の動向を踏まえて議論する必要があることを指摘した。

(2) 女子刑務所の処遇プログラムとジェンダーに関する質的調査・研究

本作業は、刑務所で実際に実施されている処遇プログラムにおける受刑者と指導者の相互作用から、どのような女性特有の問題が立ち現れるのか、その課題に対してどのような支援・援助が行われているのか、問題への対処を意図する処遇プログラムの受講について受刑者がどのような意識や考えを持っているのか(またプログラムを通してどのように変容するのか)を明らかにすることを目的とした。作業は、A女子刑務所における薬物依存離脱指導の観察・インタビュー調査の再分析(作業1)、第二にB女子刑務所における窃盗防止指導の観察・インタビュー調査・分析(作業2)という二点から行なった。作業1では、「拘禁」と「教育」という相反する概念の両立を目指しながら「矯正処遇」概念が創設されたこと、1990年代以降の認知行動療法を基盤としたプログラムの導入によって、講義形式からグループワーク形式でのアクティブな処遇方法により再編されたことを明らかにした。こうした変化は、刑務官や受刑者にも一定の「戸惑い」を生じさせ、それは「プログラムの実施主体である刑務官の役割変化への戸惑い」「刑務所生活の「教育の機会／場」があることへの戸惑い」「対話によって明らかになる「社会的な問題」への戸惑い」という三点を含むことを明らかにした(仲野2023a)。

作業2では、受講者へのインタビュー調査から、初犯に比べて累犯はプログラム開始時のプログラムに対する態度が否定的であること、プログラムで扱われる「自己理解」「対人関係の見直し」を通して、刑務所生活における「自分の変化／変容」に対する意識や態度の言語化を試みていたこと、窃盗に至る原因であり離脱の支援者でもある「家族関係」の再構築をめぐる葛藤が表面化したことなどを明らかにした。また、プログラム観察の結果から、窃盗防止を主題としてプログラム構成にも関わらず「家族／パートナーシップの改善」を主題としたカウンター・ナラティブが創出されたこと、グループワークの場において「当事者(受講者)の語り」(＝経験知)とプログラムが提供する内容(＝専門知)が調和し、自己物語の再構成を行う場へと変化したことを指摘した。同時に、認知行動療法は「治療すべきは「個人」か「環境」か」という困難な課題を表面化させ、それゆえに受講者の「再犯に関する悲観的な語り」を引き寄せやすいことを明らかにした(仲野2023b、仲野2023c)。

加えて、指導にあたった教育専門官の語りから、刑務所教育における指導者研究の可能性と課題について考察した。刑務所における教育プログラムを実施するのは、刑務官だけではなく、少年院での指導経験を有する「教育専門官」が含まれる。上記、A女子刑務所におけるグループワークは、刑務官を主指導者、教育専門官を副指導者として運営されたが、B女子刑務所では教育専門官が主指導者を務め、刑務官は保安業務に徹していた。受刑者の生活管理・統制といった保安業務を主とする刑務官が指導を担うか、教育の実施を主な業務とする教育専門官が指導を担うか、その立場性に関する考察の必要性を指摘した。また、B女子刑務所における調査のように教育専門官が主指導者を担う場合、生活の場を管理・統制する刑務官との情報連携が重要になることを明らかにした(仲野2021)。

(3) 更生／「立ち直り」支援とジェンダーをめぐる問題の質的調査・研究

本作業は、「社会生活の再開と共に始まる移行支援における困難と課題を明らかにすることを目的とした。調査協力を得た支援者は、社会福祉士、保護司、自立援助ホーム職員、元当事者で

ある支援者など多岐にわたる。調査を開始した2019年は世界的な新型コロナウイルス感染拡大の時期にあたり、支援者自身が対象者とコミュニケーションをとり続けることが難しくなった時期でもある。支援現場の状況は様変わりし、デジタル化への対応を迫られるなど、新たな課題に直面したことは、立ち直り支援のあり方そのものの変化をめぐる語りへとつながった。また、対面での支援が中断することで、再犯リスクを含む生活再建の妨げとなる各種リスクが増大した。ある種の「非日常下」における支援において「支援者の苦悩（痛み）」（＝支援をめぐる心的・物的困難への直面）が先鋭化された。

受刑者の社会生活の移行期に生じる、これら「支援者の苦悩（痛み）」として、「各種制度／手続きと実態の齟齬」「犯罪歴に対する他領域の理解不足」「支援観の共有の難しさ」の3点が挙げられた。また、女性特有の課題として、家族との関係調整（夫婦間、実子との関係、実親／義親との関係など）が挙げられた。実子との関係調整に関しては、夫の協力が得られるかどうかの鍵であること、「本人の生活再建」は「家族の生活再建（＝関係改善）」と同義であるという点で、女性支援や（子の受ける）児童福祉的な支援との親和性の高さが指摘された。

また、X支援団体の協力を得て実施した出所者へのインタビュー調査から、刑務所から社会生活への移行期における住居支援・就労支援の重要性に加え、「刑務所出所者」としての履歴の空白やレッテルが、社会生活の再建における阻害要因となることがわかった。特に、女性出所者の移行においては、度重なる逮捕・起訴により家族の支援が受けられない、あるいは家族の元への帰住が再犯リスクを高める（と本人・支援者が考える）場合、生活再建に対するモチベーションの維持が困難である、孤独に陥りやすいなどの問題が明らかになった。背景には、当面の住む場所の確保ができない、単身では規則的な生活習慣を維持できないなど、刑務所の管理された生活から自己管理に基づく生活への変化が影響を与えている可能性が指摘された。

（4）日本におけるフェミニスト犯罪学の理論化へ向けた総合的な考察

本作業は、（1）から（3）までの調査研究を踏まえ、「女性犯罪者の社会への再統合はいかなるメカニズムによって可能となるのか」という実践的な問いに対する解を検討することを目的とした。本調査において収集したデータから、女性の犯罪に至る過程には虐待・DV（身体的・精神的・経済的）や、貧困、コミュニティからの孤立・孤独、就労構造からの排除など、複数の要因が「促進要因」として影響を与えている可能性が示唆された。とりわけ、薬物や窃盗行為が「苦しい日常を生き抜くために必要なもの」（いわば「ドーピングのようなもの」）として機能していること、それゆえに日常生活の再開そのものが再犯リスクを高める可能性も指摘された。これらのリスクを軽減するため、更生支援は「最も身近な存在である「家族」の存在」を中軸と考えるが、（すでに）家族との関係が脆弱であるばかりか、家族に対する役割（「娘」「妻」「母」）への期待が再犯の促進要因となり得るといった両義的な語りが得られた。また、家族に対する役割を意識するあまり「受刑」に家族を巻き込んだという罪悪感が強化され、「家族を巻き込んだ罰」を背負うことを受刑者が積極的に受け入れる可能性が示唆された。

これに対して刑務所で実施される認知行動療法に基づく処遇プログラムは「リスクの回避」という観点から、パートナーシップや対人関係の見直しをはかり、「（家族への役割、就労義務を果たすという）複数のタスクに応答可能な身体への変容」という「個人の変容」による対処を試みる。それは「家族関係の再構築／中断された役割を回復する」と同時に、「（直接の原因となる犯罪／問題行動に対する）リスク回避的な選択をし続ける」ことを「望ましい」とする価値を内在したプログラムとして理解できる。一方で、受刑以前に居場所を得ることができなかった「（排他的な）社会」への復帰であること、受刑期間中の家族へのサポート不足は「受刑以前の問題が解消されない環境」への帰住であり、「個人の変容」では対処できない「移行」となる可能性が（あらかじめ）含まれるものであると示唆された。

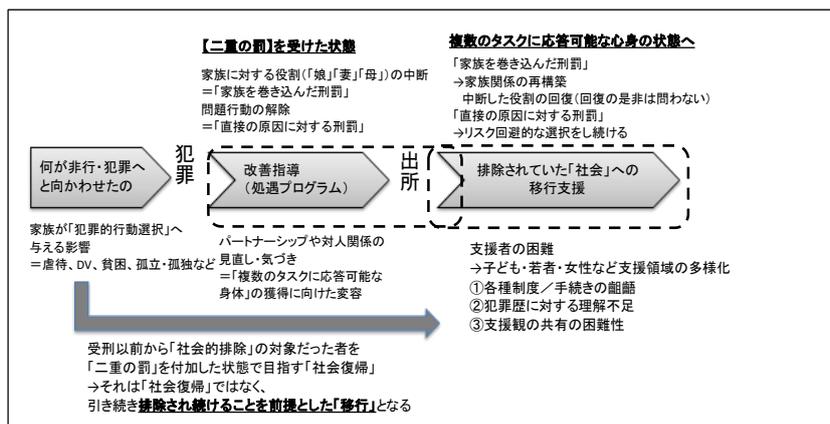


図1 女子受刑者の施設内処遇から社会内処遇の過程にみる課題

移行期に関する支援者調査は、受刑者の家族に対する多方面の役割が、本人を起点とする「子ども・若者支援」「女性支援」など様々な専門家との出会いを可能とするが、その支援体制は強

固というよりは、犯罪歴や各種支援制度の／手続きの齟齬（不連続性）に阻まれ、十分に機能しない可能性が指摘された。こうした問題が解決・解消されないままの「移行」は、出所者の生活における経済的基盤と精神的な安定のいずれも大きく揺るがすこととなり、生活の乱れや（関係改善を図ったはずの）家族との不和、就労の不継続といった結果を引き寄せ、再犯リスクを高める可能性がある。特に、女性の就労は、学歴・就労経験の有無・（受刑による）履歴の空白などから、経済的な安定を得にくい。これら調査で明らかになった、施設内処遇から社会内処遇の過程にみる再統合の課題は、以上の図1の通りである。

これらの分析から、「女性犯罪者の社会への再統合はいかなるメカニズムによって可能となるのか」という問いに対する解として、①（受刑経験の有無に関わらず）女性に対する社会的不平等構造の解消・緩和を促進すべきであること、②そもそも女子受刑者は受刑以前からすでに排除されていた可能性を有するという点で、それは「復帰」と呼べるような現象ではなく、不平等に満ちた社会でどのように（合法的に）生き抜くかという連続性の上で捉えるべきだ、という点が挙げられる。また、この視点から受刑者処遇を再考するならば、「面会や通信を活用した「家族関係の再構築」の充実」、「教育的アプローチと「犯罪の医療化」の調和」、「受講終了後のフォローアップの充実」、「社会と隔絶した空間でこそ行うべき「教育内容」の精査」が必要だ（仲野2023e）。日本社会において生活の基本的な単位としての「家族」の重要性は疑いようもなく、家族との関係が受刑によって中断されるのは本末転倒である。また、刑務所調査では複数の受講者から「ママ友」「地域の知人」など、家族以外の「悩み」「痛み」を共有できる他者の存在が、非合法的な手段に活路を見出さない「絆」として機能する可能性が指摘された。それは、参与観察で見られた「同じ受講者に対するシスターフッド的な親和性」が、3クルールのいずれでも生じたことから、人的な「絆」の持つ重要性は大きいものと考えられる。

また、薬物や窃盗がアディクションとして医療化されることへの受刑者の戸惑い（受講者が「アディクションなら一生治らない」と感じて悲観的な状態に陥る）への教育的配慮の必要性和、数年の受刑期間中で処遇プログラムは3ヶ月ほどで終了することから、教育効果の維持に困難を抱える受講者へのフォローの必要性が高いと考えられる。加えて拘禁施設特有の課題でもあるが、刑務所における介入は「社会と隔絶された場所」であるがゆえに思考実験にとどまり、受刑者の出所前インタビューでは「未知の移行期への不安」がテーマの中心を占めた。受刑生活で獲得した知識やスキルを駆使した出所後の試行錯誤は、それが失敗すれば再犯に至る恐れがある。十分に適応的な生活を送れなかった（不平等）社会への移行であるならば、まずは衣食住が保障された環境や、実際の社会生活に近づけた環境で試行錯誤する必要があるだろう。

本研究は調査データの収集・分析が主軸であり、既存のフェミニスト犯罪学との関連づけや日本の経験的データに基づく理論化まで十分に進めることができなかった。新型コロナウイルスの感染拡大は、国際的にも刑務所処遇及び社会内における更生支援の実践や理論に大きな影響を与えており、デジタル技術を用いた支援の展開など新しい局面へ進んでいる。今後は収集したデータの分析を続けるとともに、最新の動向を踏まえて理論化を進めたい。

<文献> （仲野2023b、2023c、2023d、2023eは個人情報保護のため一部を黒塗りにした）

A. E. ロリマー・三田庸子・加来俊子、1965、「女子の矯正を語る」『罪と罰』2(3)、pp. 9-17.

Davidson, Howard., 1995, *Schooling in a 'Total Institution': Critical Perspectives on Prison Education*, Westport, CT: Bergin & Garvey.

仲野由佳理、2021、「逸脱行為をめぐる語りにもみるジェンダー —刑務所における対話的教育（改善指導）」日本教育社会学会第73回大会報告原稿

仲野由佳理、2023a、「刑務所における「対話的な教育」はいかにして可能か—特別改善指導（薬物依存離脱指導）導入期の試行的実践に着目して」日本教育社会学会第75回大会報告原稿

仲野由佳理、2023b、「<家族／パートナーシップの改善>を主題としたカウンター・ナラティブの創出 —プログラム観察の結果から」、矯正施設における教育の機能と構造に関する研究会、2023、『2019年～2020年 ■■■刑務所における改善指導（窃盗防止指導）調査 最終報告書』、pp. 35-45

仲野由佳理、2023c、「教育プログラムが提示する解釈枠組みと受講者の変容 —受講者インタビューの結果から」矯正施設における教育の機能と構造に関する研究会、2023、『2019年～2020年 ■■■刑務所における改善指導（窃盗防止指導）調査 最終報告書』、pp. 45-60

仲野由佳理、2023d、「刑務所教育における「指導者」研究 —立場性と指導技術」矯正施設における教育の機能と構造に関する研究会、2023、『2019年～2020年 ■■■刑務所における改善指導（窃盗防止指導）調査 最終報告書』、pp. 61-71

仲野由佳理、2023e、「本調査を終えて」、矯正施設における教育の機能と構造に関する研究会、2023、『2019年～2020年 ■■■刑務所における改善指導（窃盗防止指導）調査 最終報告書』、pp. 72-75

吉田環、1965、「女子刑務所の実態と処遇の問題点」『刑政』76（12）pp. 18-23

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 仲野由佳理	4. 巻 226
2. 論文標題 社会とつながりたいのにつながらない：少年院出院者に対する支援	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 こころの科学	6. 最初と最後の頁 46-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 仲野由佳理、長尾貴志、北川裕美子	4. 巻 133
2. 論文標題 オンラインを活用した多機関・多職種交流：多様な「支援者」をつなぐための新たな試み	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑政	6. 最初と最後の頁 88-99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 仲野由佳理	4. 巻 0
2. 論文標題 ノルウェーの合理的な社会復帰モデルに学ぶ - 塙の内外を問わず同権を保障する意味 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 非行少年の社会復帰支援と学校のあり方に関する教育学的研究成果報告書	6. 最初と最後の頁 1-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 仲野由佳理	4. 巻 0
2. 論文標題 学校メディアーションの生徒指導への示唆 -Konflikt radetの視察から-	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 現代教育改革の理念と実践に関する研究 - 日本大学文理学部人文科学研究所共同研究第三次報告書	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲野由佳理	4. 巻 43
2. 論文標題 物語装置としての更生保護施設－困難を契機とした<変容の物語>の再構成	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 72-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲野由佳理	4. 巻 1
2. 論文標題 矯正教育における進路指導の変遷と課題(研究ノート)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代教育改革の理念と実践に関する研究 - 日本大学文理学部人文科学研究所共同研究第二次報告書	6. 最初と最後の頁 97-102
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲野由佳理	4. 巻 1
2. 論文標題 ナラティブ実践と矯正教育	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 非行少年の社会復帰支援と学校教育のあり方に関する教育社会学的研究成果報告書	6. 最初と最後の頁 6-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 仲野由佳理、田中奈緒子、安藤藍、友澤茜	4. 巻 130(3)
2. 論文標題 少年院における社会復帰支援の取り組みと課題－榛名女子学園でのインタビュー調査から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑政	6. 最初と最後の頁 82-93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 仲野由佳理
2. 発表標題 刑務所における「対話的な教育」はいかにして可能か 特別改善指導(薬物依存離脱指導)導入期の試行的実践に着目して
3. 学会等名 日本教育社会学会第75回大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 仲野由佳理
2. 発表標題 刑務所における「教育」概念の変遷 牧野英一らによる「教育刑論」をめぐる議論から
3. 学会等名 日本大学教育学会秋季大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 仲野由佳理
2. 発表標題 逸脱行為をめぐる語りにみるジェンダー - 刑務所における対話的教育(改善指導) -
3. 学会等名 日本教育社会学会第73回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 仲野由佳理、長尾貴志
2. 発表標題 社会復帰支援におけるオンラインの可能性と課題～他業種交流と多機関連携教育に関して～
3. 学会等名 日本矯正教育学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 仲野由佳理
2. 発表標題 矯正施設における社会復帰支援-多機関連携に向けて-
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第46回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 仲野由佳理
2. 発表標題 犯罪社会学におけるナラティブ・アプローチの可能性と課題
3. 学会等名 日本犯罪社会学会第43回大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 仲野由佳理	4. 発行年 2023年
2. 出版社 ちとせプレス	5. 総ページ数 261
3. 書名 教育の 自由と強制 : 矯正教育におけるナラティブ実践の機能に関する教育学的研究	

1. 著者名 少年の社会復帰に関する研究会（伊藤茂樹、後藤弘子、仲野由佳理、今井聖、北川裕美子、長尾貴志、田中奈緒子、藤田武志、服部達也、安藤藍）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 作品社	5. 総ページ数 335
3. 書名 社会の中の少年院－排除された子どもたちを再び迎えるために－	

1. 著者名 岡邊建、藤間公太、岡村逸郎、仲野由佳理、加藤倫子、相良翔、都島梨紗・志田未来、伊藤秀樹、平井秀幸、山口毅	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ちとせプレス	5. 総ページ数 302
3. 書名 犯罪・非行からの離脱（デジスタンス）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------